

令和6年度 第2回渋谷区労働報酬審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年3月13日（木） 13時30分～14時30分
- 2 場 所 渋谷区役所 10階 1001会議室
- 3 出席者 委 員 7人（小磯会長、工藤委員、竹内委員、福島委員、八木原委員、山田委員、吉田委員）
事務局 5人（総務部長、契約課長、契約係長、契約係員2人）
- 4 会議次第
 - （1）令和7年度労働報酬下限額の設定について（諮問事項）
 - （2）令和6年度公契約条例適用実績について
 - （3）その他
- 5 主な内容
 - （1）議事

令和7年度労働報酬下限額の設定について
事務局から資料説明後、意見交換を行った。

<主な意見等>

（委員）

 - ・見習い、手元等の労働報酬下限額が軽作業員の労働報酬下限額の70%で設定されている根拠は。見習い、手元等は公共事業労務費調査の調査対象とならず、技能の保有状況および肉体的条件と作業内容に応じて普通作業員、軽作業員またはトンネル作業員に分類するようになっていることから、見習い、手元等は普通作業員、軽作業員、トンネル作業員の分類として、軽作業員と同様の労働報酬下限額とするべきではないか。

（事務局）

70%は他区の動向を踏まえて算出している。軽作業員ではなくあくまで「見習い」であるため、軽作業員と同等の単価で計算するところではないものと判断している。見習い、手元等は当初、業務委託の労働報酬下限額で設定していたところ、労働者の福祉の向上に資するため、他区の動向を踏まえて軽作業員の70%へ引き上げることとした。

（委員）

 - ・渋谷区の公共工事における見習い、手元等の割合はどの程度か。

(事務局)

労働台帳で確認する限り、見習い、手元等は数名程度で普通作業員や内装工、交通誘導員等が多数を占めている。

(委員)

- ・公共工事設計労務単価の資料における「定義・作業内容」を見る限り、軽作業員の作業内容と見習い、手元等の作業内容は乖離のある内容とは思えない。同一労働同一賃金の考え方からすると、軽作業員の70%という考え方で本当によいのか、疑問を感じる。

(委員)

- ・一般的に通常の従業員であれば3か月の試用期間等があるが、見習い手元等とされる期間が明確ではない以上、一概には言えないのではないか。

(委員)

- ・事務局の説明では見習い、手元等での登録者数は少ないとのことであった。事業者への影響が大きいのであれば、渋谷区が率先して見習い、手元等を軽作業員に合わせるのもひとつの考え方ではないか。

(事務局)

見習い、手元等の技能や期間等という話もあるかと思う。他区の状況と比較、考慮しながら進めてまいりたい。そのため、一旦事務局の方で持ち帰り、調査等をさせていただきたい。

(委員)

- ・承知した。検討していただければと思う。

(委員)

- ・調査結果として示されている数値と現実がどの程度合っているものかを疑問に思う気持ちも分かるが、現実と完全に合致した答えを出すこともまた難しい。問題意識を持つべきだとは思いますが、何かしらの基準に基づいて決めなければならないと考える。

(会長)

見習い、手元等の作業内容とは。軽作業員は既に定義、作業内容があり、そこに見習い、手元等を揃えるのはいかがか、という意見が出ていたが、そのようにしたときのインパクトも大きいと考える。見習い、手元等がどういった作業をしているものなのかが分からなければ、本当に軽作業員と揃えることが妥当であるのか判断することが出来ないのではないかと思う。

(委員)

- ・見習い、手元等とは作業が特定されているわけではなく、新人等の様々

な理由による。そのため、簡単に統一した定義づけをすることは難しいのではないかと考える。

(委員)

- ・ 建築関係では人手不足の問題もあり、工事を依頼しても人手不足のため工事が出来ないようなこともある。労働報酬下限額以上の金額の高い金額で人手を集めているのが実情であると認識している。

(委員)

- ・ 見習い、手元等も軽作業員も未来の職人達であり、公共事業労務費調査上での定義、作業内容よりも困難な作業等を行なっているのではないかと思う。

(会長)

先ほど話の出た見習い、手元等について、決められた期間はあるのか。

(委員)

- ・ 決められた期間というものはなく、個人の才能等にもよるので一概に言うのは難しい。通常の従業員のように3か月というのは厳しいかと思う。

(委員)

- ・ 作業内容も各現場によって異なり様々な内容があるので、一概に定義づけすることも難しいと思う。

(委員)

- ・ 見習い、手元等の作業内容の定義づけはやはりした方がよいのではないか。軽作業員の70%程度の作業内容しか行わないためである等の説明でなければ、労働報酬下限額が軽作業員の70%であることを合理的に説明することが難しいのではないかと感じる。

(委員)

- ・ 現実的には現場での作業は人それぞれ別個であることを知っているので、調査等と現実とでギャップを感じる。ただ、ギャップを感じつつも決めなければならないとも思っている。

(委員)

- ・ 見習い、手元等の作業内容、定義は今この場で決めることが出来る話ではない。先ほど話にあったように事務局が他区の状況等を調査し検討したうえで、今後判断する内容となるのではないかと思う。

(会長)

本審議会で審議すべき労働報酬下限額を考えるうえで、見習い、手元等を軽作業員の70%とすることの根拠づけは必要であると考え。ただし、それは先ほどもあったとおり事務局の方で一度持ち帰り調査

や検討をする必要があると思うので、この場では一旦この考え方でいく必要があるかと思う。ただ、個人の印象としては、見習い、手元等の労働報酬下限額は以前、軽作業員の70%よりも低い金額であった記憶がある。

(事務局)

これまでは見習い、手元等の労働報酬下限額を業務委託の労働報酬下限額と同額で設定してきた。実際に労働台帳上で見習い、手元等での登録者がいること、あくまで業務委託ではなく工事であることから、昨年度の労働報酬審議会において下限額を上げるべきではないかとの意見があり、他区の動向を踏まえて軽作業員の70%へ引き上げることとした。

(委員)

- ・他区も見習い、手元等の労働報酬下限額は一齐に軽作業員の70%としている。これは特別区である程度情報交換等を行い、軽作業員の70%としようと決めたということか。

(事務局)

渋谷区としては、労働台帳上で実際に見習い、手元等での登録者が登場するようになったためどのように対応すべきかを考えた際、他区において軽作業員の70%で設定している例があるため、その動向を踏まえて設定している。実務の方からこの段階に至っている。

(委員)

- ・公契約条例では労働報酬下限額を決めるというところがあるが、条例の目的として地域事業者の育成や担い手の確保という崇高な理念があると思う。それに対し、公共工事設計労務単価における軽作業員の70%で見習い、手元等の労働報酬下限額を設定することが地域事業者の育成という観点から理念に反することはないかが疑問である。

(委員)

- ・どのような職種の見習いであっても、見習い、手元等で登録されていれば見習い、手元等の労働報酬下限額が適用されるということか。

(事務局)

それぞれの現場でどのように個人を一人前等と評価しているかまでは分からないが、渋谷区としては事業者が記載し提出する労働台帳に基づいて確認している。

(委員)

- ・つまり、渋谷区としては見習い、手元等の登録で労働台帳が提出された場合は見習い、手元等の労働報酬下限額以上の金額であるかを確認

していると。大変よく理解できた。

(委員)

- ・現実的には、たとえば見習い、手元等であってもこの労働報酬下限額の金額をそのまま支払うというわけにはいかないような状況である。その矛盾を常を感じている。

(事務局)

委員からもお話のあったとおり、この話題は複雑であるため今この場で何かしらの結論や到達というところに到達することは困難である。

(委員)

- ・解決することは出来ないが、矛盾や課題として感じながら審議会を進めていく必要があると考える。

(事務局)

事務局としても、このような課題を持ち続けていく必要があるという認識がある。

(会長)

労働報酬下限額を決めるということ自体が難しいことであり、根拠がなければ決まらないこともあるかと思う。見習い、手元等については一旦事務局が持ち帰り調査や検討等を行なうこととして、本審議会の取りまとめをさせていただきたい。

(委員)

- ・見習い、手元等を軽作業員の70%で設定することについては、日頃からの情報交換の場においても必ず意見が出ている。まずは事務局に持ち帰ってもらい、しっかりと調査、検討等をしていただきたい。また、今回は傍聴が0人であったとのことだが、区のホームページにも掲載されているとのことなので、次回以降は傍聴希望者が出てくるかと思う。議事録の公開についても前向きに検討するとの話があったかと思うが、そちらの進捗状況はいかがか。

(事務局)

審議会でもいただいた意見から調査をした結果、過半の区が議事録を公開しているため、今年度の議事録から区のホームページで公開する予定で動いている。

(委員)

- ・今年度は審議会をもう一度やらなければ最終的な決定は出来ないのではないか。また、業務委託の労働報酬下限額の算定式についても他区の状況を確認し、見直す時期に来ているのではないかと考える。

(会長)

他区の状況については、既に事務局の方で一定程度調査がされていると思う。

(事務局)

今年度の審議会について第3回目の開催が必要であるかは、この審議会において決められるべきことであると考え。業務委託の労働報酬下限額については、労働基準法の改正により有給休暇の5日間消化が義務化されたところから当審議会における議論が始まっていることから民間ベースの考え方を基に進めている。渋谷区としては一貫してこの形で考えているため、他区のことを参考とする考えは現状としては持っていない。

(委員)

- ・渋谷区職員は平均15日程度の有給休暇を取得していることは区報においても公表されている。それに対し労働者は民間ベースで11日として算定することには無理があるように感じる。そもそも、民間ベースの数字を適用することが正しいかどうかではなく、労働報酬下限額の算定式に有給休暇の日数を組み込むことがよいのかどうかを議論したいと考える。

(事務局)

業務委託の労働報酬下限額の算定式について、民間は様々な賃金形態がある中、公務員の給与は民間の平均から決められるため、バランスが取れるのではないかとこのところで公務員の給与を使用している。一方、実際に民間で働いている方々の実態ということで考えると東京都産業労働局の調査結果で出ている年次有給休暇の消化日数を使用することが相当ではないかと考え、この形としている。

(委員)

- ・これから傍聴も入る中、他区の状況も見ながら、区民にもさらに胸を張れるような算定式や考え方を今一度提案、検討する時期ではないかと考える。

(事務局)

- ・他にベストな選択肢があるかというところについては委員のおっしゃるとおりだと思う。ただし、事務局の方で可能な限りの調査を周辺区にかけたところ、今回は目新しいものや議論の俎上に上げられるようなものを拾い上げることは出来なかった。その中で今回はどのようにするか考え、働き方については民間の方々が実際に働いているところの実情に合わせた方が適当だろうということが現時点での到達点として、事務局の方で整理した。その点を共有させていただきたい。ただ、周辺区

等の動向はこまめに見ていくべきであると考えており、その中で議論の俎上に上げた方がよいのではないかとというものが事例として挙がってきたとき、また今後別の視点が見いだされた段階で、事務局として提案させていただきたいと考えている。情報についても提供していただければ、事務局として積極的に検討していきたいと考える。

(委員)

- ・あくまで次年度以降の算定式について、今後検討していければと考えている。

(事務局)

実際に調査を周辺区へかけたうえで議論の俎上に上げた方がよいような事例がなかったため、いつ議論するかを今ここで決めるということではないが、そういった事例があれば個別に事務局の方へ情報をいただき、そのうえでどのようにするかを考えるのがよいかと受け止めている。

(委員)

- ・民間の働き方の実態に合わせて算定式を考えるのであれば、給与も公務員ではなく民間ベースのものを使用するのもひとつの手ではないかと考える。また、先ほど事務局から見習い、手元等については一旦持ち帰り調査、検討等を行なうという話があったので、その結果を確認し工事の労働報酬下限額について決めるために３回目の開催が必要ではないかと考えるが、いかがか。

(事務局)

先ほど事務局の方で持ち帰るとお話をさせていただいたが、他区も議会中であるため、審議会へフィードバックが出来るようなものを今年度中に作成できるかどうかの確約は出来ない。審議会での採決の結果、今年度中に３回目の開催を行なうとなれば３回目を開催するが、そこで意味のある内容をフィードバック出来るかどうかについては、努力するということまでとさせていただければと思う。

(会長)

事務局案について採決をとる。

→可：４名、否：２名

(委員)

- ・時間はかかるかもしれないが、軽作業員の７０％を見習い、手元の労働報酬下限額とする根拠については事務局からフィードバックをもらえればと思う。

(会長)

算定式については相当研究したうえで、今日の提案だと思う。他区にも

動きがあると思うので、引き続き研究していただくようお願いしたい。
令和7年度労働報酬下限額については事務局提案の案とする。なお、
次年度に向け、本審議会が出た以下の意見を答申書に付することを願
いする。

【審議会の日程について】

8月等の早期に第1回を開催し、より十分な審議を行われたい。
→事務局、意見を答申書に付することを承知した。

(2) 令和6年度公契約条例適用実績について

事務局から資料説明を行った。

(3) その他

事務局から労働報酬審議会の傍聴方法についての説明を行ない、本日の
審議会の議事要旨を後日公開する旨を伝えた。

以上